

旧警戒区域（双葉町）の自宅で野菜を生産し、大熊町の飲食店に販売していた申立人について、確定申告書、取引資料等がなく損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び販売先の陳述等に基づき営業損害（野菜の生産販売事業の逸失利益）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1及びX 2（以下「申立人ら」という）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人 X 1

(1) 損害

ア 避難費用	金 73万0914円
イ 精神的損害	金274万0000円
ウ 営業損害	金 69万3200円
エ 弁護士費用	金 12万4923円

(2) 損害期間

ア及びウ	平成23年3月11日から平成24年6月30日まで
イ	平成23年3月11日から平成25年4月30日まで

2 申立人 X 2

(1) 損害

ア 精神的損害	金274万0000円
イ 弁護士費用	金 8万2200円

(2) 損害期間

ア	平成23年3月11日から平成25年4月30日まで
---	--------------------------

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金711万1237円の支払義務があることを確認する。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成25年2月19日付け和解契約書（一部）に基づき、第1項1（1）イ及び2（1）ア記載の損害に対する賠償金として金468万円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項1（1）イ及び2（1）アの損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月12日

（仲介委員 松田隆太郎）